

バングラデシュ

特許法

2022年法律 No. 5

2022年4月11日公布

目次

第1章 序

第1条 略称, 適用地域及び施行日

第2条 定義

第2章 特許を受けることができる発明及び保護

第3条 特許を受けることができる発明

第4条 発明者の特許権

第5条 特許保護から除外される主題

第3章 特許出願の提出及び特許付与

第6条 特許出願

第7条 微生物に関連する出願

第8条 特許出願のその他の条件

第9条 発明の単一性及び出願の補正

第10条 出願の分割

第11条 優先権の主張

第12条 外国特許出願の記録情報

第13条 特許出願の出願日

第14条 出願の公開

第15条 国家安全保障に関連する特許出願

第16条 出願に対する異議申立

第17条 特許出願の審査

第18条 特許の付与, 拒絶及び補正

第4章 特許権, ライセンス, 所有権

第19条 特許によって与えられる権利

第20条 特許期間, 年次手数料, 特許回復など

第21条 強制ライセンス

第22条 遺伝資源の不法使用の場合における特許移転

第23条 特許の取消し

第24条 特許権の行使

第25条 所有権の変更又は譲渡, ライセンス契約など

第26条 行政命令などに対する不服申立

第5章 訴訟の提起及び手続

第27条 民事訴訟法の適用

第28条 賠償

第29条 管轄裁判所, 上訴など

第6章 登録官の権限

第30条 過誤の訂正及び期間延長

第31条 権限の行使

第7章 実用新案特許

第32条 実用新案特許に関して

第8章 雑則

第33条 登録簿及びウェブサイトにおける公開

第34条 特許代理人

第35条 特許代理人登録簿

第36条 保健業界における強制ライセンスに関する特別な規定

第37条 特許付与された物の並行輸入

第38条 研究に起因する免除

第39条 特許に関連する国際条約の適用

第40条 規則を作成する権限

第41条 廃止及び除外

第42条 英語に翻訳された本文

## 第1章 序

### 第1条 略称，適用地域及び施行日

- (1) 本法は，2022年バングラデシュ特許法という。
- (2) 本法は，直ちに施行する。

### 第2条 定義

本法において，主題又は文脈に反することがない限り，

1. 「優先日」とは，1883年の工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を享受することを認められている先に提出された出願の日付をいう。
2. 「優先権主張」とは，第11条に基づいて宣言された優先権に関する主張をいう。
3. 「裁判所」とは，1887年民事裁判所法(1887年法律第12号)第3条に言及された裁判所をいう。
4. 「発明」とは，特定の技術的課題を解決するのに役立つ物又は方法に関連する発明者の発想をいう。
5. 「遺伝資源」とは，遺伝子組換えを通じて発明された遺伝情報をいい，知的所有権として取り扱うことができる。
6. 「民事訴訟法」とは，1908年民事訴訟法(1908年法律第5号)をいう。
7. 「特許」とは，発明を保護するために付与される絶対的な権利であって，それにより，特許所有者が，如何なる他者に対しても，バングラデシュ国内で自身の発明を実施することを防止することを法的に認められるものをいう。
8. 「特許代理人」とは，本法に基づいて特許代理人として登録される者をいう。
9. 「強制ライセンス」とは，バングラデシュ国内における特許権の実施に関し，所轄当局によって，所有者の同意なしに，何れかの者及び国有又は国管理の機関へ付与されるライセンスをいう。
10. 「規則」とは，本法に基づいて作成された規則をいう。
11. 「者(人)」とは，如何なる自然人及び法人に拘らず，会社，協会又は団体を含む。
12. 「登録官」とは，特許意匠商標庁の長官をいう。
13. 「ライセンシー」とは，本法に基づいて付与された特許を実施するライセンスを有する者をいう。
14. 「所有者」とは，本法に基づいて特許の所有権を享受する者をいう。
15. 「特許協力条約」とは，1970年6月19日にワシントンで締結された特許協力条約をいう。
16. 「国際特許」とは，特許協力条約に基づいて提出される国際特許出願をいう。

## 第2章 特許を受けることができる発明及び保護

### 第3条 特許を受けることができる発明

- (1) 技術的な物又は方法の発明は、新規性及び進歩性があり、かつ、産業上利用可能なものであれば、特許を受けることができる。
- (2) 新規性は、先行技術によって想定できないものであれば、発明に存在するとみなされる。
- (3) 発明は、既存の知識又は先行技術の範囲を超える知識の実質的な技術的前進を示し、かつ、クレームされる発明が、該当する特定技術の熟練者にとって自明なものではない場合に、進歩性を有するとみなされる。
- (4) 産業上利用又は実施することができる作品は、発明であるとみなされる。

**説明** 用語「先行技術」とは、可視、使用、書面、口頭又は如何なるその他の方法であるかに拘らず、特許出願前に、何れかの場所において公衆に対してなされた関連する発明の開示情報をいう。ただし、如何なる発明も、当該開示が、出願日又は場合によっては出願の優先日前の12月以内に、出願人又はその前権利者の濫用によって若しくは関係する第三者によって発生した場合には、公衆に開示されているとみなしてはならない。

### 第4条 発明者の特許権

- (1) 発明者の特許を受ける権利は、保護される。
  - (2) 2名以上の者が共同で何かを発明した場合、それらの者は特許を共同で享受する。
  - (3) 2名以上の者が同一の発明を個別になした場合、特許を最初に出願した者が当該特許を享受し、また、優先権主張の場合には、優先日は、当該特許出願の日付とみなされる。
  - (4) 特許権は、相続、譲渡及び移転可能である。
  - (5) 発明が、発明を目的として締結される契約に従って従業者によってなされた場合、当該契約に特に規定がない限り、特許権は使用者に帰属し、また、使用者が当該発明から従業者の報酬よりも多く経済的利益を得ている場合には、従業者は、公平な報酬を得る権利を有する。
  - (6) 発明を目的として締結された契約なしに、従業者が使用者の機器、データ、実用知識及びその他の資料を用いて発明をなす場合において、契約に反することがない限り、特許権は使用者に帰属し、かつ、従業者は当該発明を直接的又は間接的に使用する使用者によって獲得された利益の3分の1を得る権利を有する。
  - (7) 従業者が自身の発明に関して使用者に知らせた後1年以内に、当該使用者が特許を出願しない場合、当該従業者は特許を出願することができ、また、特許が付与された場合、自身の特許権をライセンスの目的で何れかの者へ譲渡又は移転することができる。
  - (8) 発明者が、本条に基づく如何なる報酬も受領しないことを自身の使用者に対して事前に約束又は引き受けている場合、当該約束又は引受けは無効である。
  - (9) 特許は、発明者が自身の名義で特許を所有することを望まない旨の自身の署名付き宣言書を登録官へ提示する場合を除き、発明者の名義となる。
- ただし、発明者による当該宣言であって、他者に対する約束又は引受けの宣言は許可してはならない。

## 第5条 特許保護から除外される主題

- (1) 次の事項は特許保護の範囲から除外される。すなわち
  - (a) 発見，科学的理論及び数学的方法
  - (b) 事業プロセス，精神的行為又はスポーツの完全な実行のための規則又は手順及びそれらに係るコンピュータプログラム
  - (c) 手術又は療法による人体又は動物の治療方法及び人体又は動物の疾病の診断方法，ただし，本規定は，それらの方法において使用される機器又は製品(装置又はキット)には適用されない。
  - (d) 天然物は，精製され，人工的に変換され又は別の方法で自然から分離されたものであっても，本法は，そのような天然物を自然環境から分離する方法には適用されない。
  - (e) 新規の用途が発見されているが，当該発見の利用により，第3条に基づいてなされた発明の要件に適用することができない既知の事項
  - (f) 微生物以外の植物，動物及びそれらの部分並びに非生物学的及び微生物学的方法以外の植物又は動物及びそれらの部分の生産のために必要な生物学的方法
  - (g) 公序良俗を保護する目的上，バングラデシュ領域内での商業的利用を防止する必要がある発明
  - (h) 軽微な発明又は確立された自然法則に反する方法
  - (i) 単なる混合によって得られる物質であって，成分の性質の総和のみが残る物質及び当該物質の製造のための方法
  - (j) 2以上の既知の発明(装置)を再編成又は再製作したものであって，再編成又は再製作前において各自が独立して機能するもの
  - (k) 農業又は園芸の方法
  - (l) 文学，演劇，音楽若しくは芸術的な作品又はその他の美的創作，フィルム作品及びラジオ又はテレビでのドラマ放送
  - (m) 何らかの情報のみの記載
  - (n) 様々な構成要素からなる集積回路の詳細な記載
  - (o) 伝統的な知識，伝統的に知られている材料や要素の既知の特質の組合せ，合体及び複製から成る発明
  - (p) その実施が公衆衛生又は環境に対して深刻な脅威となる発明
  - (q) 新たな形態で，かつ，意図された効果における何らかの改良が不可能である場合で既知のものを発見すること，既知のもの新たな品質若しくは新規の用途のみを発見すること，又は既知の方法又は機械若しくは装置の新規の用途のみを発見すること。ただし，すべての当該既知の方法が，1の新たな製造を行った又は少なくとも1の新たな物質を反応により生成した場合を除く。
  - (r) (q)の目的上，塩，エステル，エーテル，多形，代謝産物，純粋な形態，粒径，異性体，異性体の組合せ，化合物，既知の物質又はその他の誘導体の組合せは，同一の物質として取り扱われる，ただし，当該物質が，相違する価値のある性質を有している場合を除く。
- (2) 医薬製品及び農業化学製品は，当該製品が，知的所有権の貿易関連の側面に関するTRIPS理事会の決定に従って特許保護からの除外に留まる限り，特許保護から除外される。ただし，必要な場合は，政府が官報での通知により当該期間を延長又は短縮できる。

### 第3章 特許出願の提出及び特許付与

#### 第6条 特許出願

(1) 個別若しくは共同で又は法定代理人により発明を主張する者は、登録官に対し、所定の手数料を納付したうえで、次の条件に従って、法律に定めた様式及び態様での完全明細書又は仮明細書をもって特許出願を行うことができる。すなわち

(a) 完全明細書は、仮明細書の提出から12月以内に、出願人によって提出されなければならない

(b) 仮明細書は、発明の通常の特徴を含み、かつ、後日に提出される完全明細書に合致していること

(2) (1)に基づいて提出される様式は、以下の詳細を含まなければならない。

(a) 出願人及び発明者の氏名及び身分の詳細な特定

(b) 発明の名称

(c) 求められる特許の明確、かつ、自己完結的な明細書

(d) 出願の所定部分における発明の図面

(e) 発明の特徴の記述による1又は複数のクレーム

(f) 発明の要約書

(g) 存在すれば、優先権主張番号及び優先日

(3) 出願の受領時点で、(2)に記述した条件が満たされていないことが登録官に明らかになった場合、同登録官は、出願人に対して、指定期間内に必要な補正を行うことを命令し、当該必要な補正が当該期間内になされなかった場合には、その出願はなかったとみなされる。

(4) 次の書類を特許出願に添付しなければならない。すなわち

(a) 出願人が代理人を通じて出願を提出する場合は、2012年委任状法(2012年法律第35号)に基づいて当該代理人のために作成された委任状の写し

(b) 特許出願人が発明者自身でない場合は、当該出願人の権利の正当性を説明する証明書又は譲渡証書

(c) 優先権主張の場合には、第11条(4)に基づいて認証された謄本

(5) 発明が特定技術の熟練者による過度な実験なしに提供された情報に基づいて使用又は実施できる場合、クレームされる発明は、明確、かつ、完全なものとして開示されているとみなされる。

(6) 図面は、必要な場合には、発明を明確に開示するために提供されなければならない。

(7) 発明の保護の対象は

(a) クレームとして記述され、

(b) 明確かつ簡潔なものとし、かつ、明細書によって十分に裏付けられるものとし、

(c) 発明の明細書及び図面は、説明に使用される場合がある。

(8) 特許保護を説明する目的上、技術情報は要約書に提示されていなければならない、また、特別に必要とされる場合を除き、要約書は300ワードを超えてはならない。

(9) クレームされる発明における直接的又は間接的な使用のための遺伝資源又は生物資源の場合、バングラデシュの地理的領域内で収集された当該遺伝資源又は生物資源の明確な識別及びそれらと関係する又は無関係な伝統的知識の要素であって、クレームされる発明において直接的又は間接的に使用される要素は、創作者の事前の許可に拘わらず、発明の明細書に

記述されなければならない。

(10) 登録官は、バングラデシュ国内における特許技術の使用促進を目指して、特許の付与前に、外国の特許出願人に対して、自身の特許の記載をバングラデシュ国民の一般的熟練度に適合させることを命令することができる。

**説明** 本条の適用上、「特定技術の熟練者」とは、関連する主題における必須知識を取得し、かつ、クレームされる発明の技術的事項に関して十分な熟練度及び経験を獲得しているバングラデシュ国民をいう。

#### **第7条 微生物に関連する出願**

(1) 出願に記述した1又は複数の微生物が国際的に認められた寄託当局に寄託されている旨を出願人が宣言し、かつ、当該寄託当局によって発行された書類の写しを証拠として提出している場合、登録官は、微生物に関連する特許出願とみなす。

(2) 微生物に関連する主題は、規則により定められた態様で、公衆の利用に供されることができる。

#### **第8条 特許出願のその他の条件**

(1) 出願人は、自身の出願を特許付与前の如何なる時点でも取り下げることができる。

(2) 次の場合、同一の発明に対して、バングラデシュ国内で再出願を提出することができる。

(a) 出願が閲覧のために公開されることなく取り下げられる場合

(b) 優先権が主張されていない場合

(c) バングラデシュ国内で、当該出願に関する未確定の権利が存在していない場合

(3) バングラデシュ国内で提出された出願は、関連する発明に係る最初の出願とみなされ、その出願が再出願される場合には、最初に提出された出願に対して優先権は主張できない。

#### **第9条 発明の単一性及び出願の補正**

(1) 特許は、1の発明についてのみ又は明確な一般的発明概念を形成する1群の相互に関連した発明について、出願することができる。

(2) 出願人は、必要な手数料を預託することを条件として、出願が特許付与される前の如何なる時点でも出願を補正することができるが、当該補正に関して、クレームは、最初の出願において作成されたクレームを超えてはならない。

#### **第10条 出願の分割**

(1) 出願人は、特許付与前の如何なる時点でも、特許出願を2以上の出願に分割することができる、ただし、分割された出願のクレームが、当初の出願においてクレームされた主題を超えてはならない。

(2) (1)に基づく分割出願は、最初の出願の出願日に提出されているとみなされ、かつ、該当する場合には、最初の出願の優先日は、分割出願の優先日とみなされる。

## 第11条 優先権の主張

(1) 1883年の工業所有権の保護に関するパリ条約(以降、パリ条約という)に従って、パリ条約及び世界貿易機関(以降、WTOという)の加盟国内での特許出願の提出時に、出願人は、先に提出した1又は複数の国又は地域の特許出願に関して優先権を主張する宣言を行うことができる。

(2) (3)で言及される期間の満了前にバングラデシュ国内で提出された出願は、当該期間内になされた如何なる行為によっても無効とされず、また、他の出願の提出、発明の開示若しくは実施によって又は当該行為の結果として、第三者への権利は生じない。

(3) (1)に基づく優先権期間は12月であり、かつ、当該期間は、パリ条約第4条の規定に従って算定される。

(4) 本条に基づいて提出された出願に何らかの宣言がなされる場合、登録官は、出願人に対して、規則により定められた期間内に、出願が先に提出された知的所有権庁により発行されるその旨の証明書を提出することを命令できる。

(5) 本条の目的を履行するために、その他の必要な事項は規則によって定められる。

## 第12条 外国特許出願の記録情報

(1) 登録官は、必要な場合は、特許出願人に対して、外国出願に関連する次の書類を提出するための通知を発行することができ、それらの書類は、当該通知の発行後90日以内に提出しなければならない。

(a) 外国出願の審査結果及び照会情報に関して出願人に対して発行されている書状がある場合は、その写し

(b) 外国出願に基づいて与えられた特許付与の写し

(c) 存在すれば、外国出願の拒絶の写し

(d) 該当する場合は、付与された特許を取り消す最終決定の写し

(2) 登録官は、出願人が書類を翻訳するための時間を要求する場合には、(1)に記述した期間を最長90日まで延長することができる。

(3) 出願人が、合理的な理由なしに、登録官の要求に回答せず又はすべての必要な情報を提供しない場合には、その出願は取下げ又は放棄とみなされる。

## 第13条 特許出願の出願日

登録官は、特許出願の受領日を特許出願の出願日とする。

## 第14条 出願の公開

(1) 出願の提出から18月が経過した後、登録官は、その特許出願を公衆の閲覧のために公開する。

(2) (1)に基づいて、特許出願の主題は、ウェブサイト上での公開により又は慣例的な方法での通知により、次の事項を公開することによって公衆へ知らされなければならない。

(a) 発明の名称

(b) 特許出願人及び発明者の氏名

(c) 出願番号及び出願日

(d) 存在すれば、優先権番号及び優先日



(e) 特許の分類

(f) 存在すれば、発明の主要素を示す図面

(g) 要約書

(3) 特許出願の公開に関連する手数料は、規則によって判断される。

(4) 如何なる者も、必要な場合は、規則によって定められた手数料を納付したうえで、公衆の閲覧のために公開された出願から特許に関連する完全な明細書の写しを受け取ることができる。

(5) 登録官は、出願がウェブサイト上で又は(2)で言及した通知において公開されている場合を除き、第三者に対して、出願を閲覧することを許可してはならず又は出願に係る何らかの情報を提供してはならない。

(6) 出願人は、規則によって定められた手数料を納付したうえで、18月の満了前の如何なる時点でも、登録官に対して、公衆の閲覧のために特許出願を公開することを請求できる。

### 第15条 国家安全保障に関連する特許出願

(1) バングラデシュ国内で提出された国家安全保障に関連する出願は、最優先で秘密保持され、登録官が出願を国家安全保障上の利益に係るものとする場合には、当該出願は、検証のために国家安全保障に関係する所轄当局へ送られる。

(2) 国家安全保障に関係する所轄当局は、当該出願の受領日から90日以内に、クレームされる発明が国家安全保障に関連するものであるか否かについて登録官へ通知し、その事項が当該期間内に登録官へ通知されない場合には、当該特許出願は公開することができる。

(3) 出願人は、登録官によって国家安全保障上の利益に係る特許に関して同出願人へ通知されるまで又は該当する場合は、(2)の期間が満了するまで、国家安全保障上の利益に係る如何なる特許出願も海外に提出してはならない。

(4) 国家安全保障に関連する発明は、当該所轄当局の承認なしに、実施されてはならず、ライセンスを付与されてはならず又は移転されてはならない。

### 第16条 出願に対する異議申立

(1) 第14条(2)及び第18条(2)に言及されているウェブサイト上又は通知による公開、公告日から90日以内に、利害関係者は特許出願に対して異議を申し立てる訴状を登録官へ提出することができる。

(2) 異議を申し立てられた特許出願は当該訴状において特定され、かつ、異議申立の理由並びに当該理由の裏付けに十分な情報及び証拠を提出しなければならない。

(3) 特許に異議を申し立てる当事者は、第3条、第4条、第5条及び第6条の規定に従って特許を取得するために必須な要件の遵守不履行に関して、訴状に記述することができる。

(4) 登録官は、ウェブサイト上で及び必要な場合は通知により、異議申立通知を公告する。

(5) 出願人は、指定期間内に、訴状に反論する陳述書を提出することができる。

(6) 登録官は、必要な場合は、出願人及び異議申立当事者に聴聞することができ、かつ、両当事者は、意見又は反対意見を含む口頭及び文書による証拠を提示することができる。

### 第17条 特許出願の審査

(1) 特許出願の出願日から36月以内に、出願人は、所定の手数を納付することにより、登

録官に対して、自身の特許出願を審査することを請求できる。

- (2) 当該請求が(1)の期間内に提出されない場合、その出願は放棄されたとみなされる。
- (3) (1)に記述した期間は、必要な場合は、3月の延長ができるが、当該期間の満了前に、期間延長の請求書を所定の手数料とともに登録官へ提出しなければならない。
- (4) 登録官は、規則に従って、特許出願を審査するための措置を講じる。

#### **第18条 特許の付与、拒絶及び補正**

- (1) 発明に対して特許を付与する条件が満たされていると登録官が考える場合、同登録官は、発明に対して特許を付与し、当該条件が満たされていない場合、出願を拒絶するものとし、出願人には採用された決定について書面で30日以内に知らされる。
- (2) 登録官は、特許を付与するにあたって、次の措置を講じる。すなわち
  - (a) ウェブサイト上で又は慣例的な方法での通知による特許付与の公告
  - (b) ウェブサイト上で又は慣例的な方法での通知による公告後90日以内に、第三者からの異議申立がない場合には、手数料の納付を条件とした特許出願人に対する特許付与証明書(特許証)の発行
  - (c) 第33条に記述された登録簿への特許出願の登録
  - (d) 手数料の納付を条件として、特許の写しを公衆に入手可能とし、また、特許の写しを出願人に提供する手配をすること
- (3) 登録官は、特許所有者の請求により、特許によって与えられる保護範囲を規制する目的上、特許の当初の文言及び図面を訂正することができるが、如何なる場合でも、当該訂正は、最初の出願において付与された特許の範囲を超えてはならない。

## 第4章 特許権，ライセンス，所有権

### 第19条 特許によって与えられる権利

(1) 本法の目的を履行するために，特許所有者は，バングラデシュ国内において第三者が当該特許所有者の承認なしに，当該特許発明を実施することを防止する権利を有する。

(2) 特許発明の実施とは，次の行為の何れかをいう。すなわち，

(a) 特許発明が物である場合，

(i) その物の生産又は製造，輸入，販売の申し出，販売及び使用

(ii) その物を仕入れ，販売し又は販売の申し出の目的で使用する

(b) 特許発明が方法である場合，

(i) その方法の適用

(ii) その方法の適用によって直接的に生産された製品に関する(a)に言及された行為

### 第20条 特許期間，年次手数料，特許回復など

(1) 本条のその他の規定に従うことを条件として，特許期間は特許出願の出願日又は該当する場合は優先日から20年間継続する。

(2) 特許の保護のために，特許出願日又は該当する場合は優先日後6年目の始めから年次手数料が適用されるものとし，また，更新申請は，所定の手数料の納付とともに特許期間の5年の満了前に行われなければならない。

(3) 特許は，先の年分の年次手数料の納付後，次の年分について更新することができる。

(4) 年次手数料の納付に遅延が生じた場合，年次手数料の納付期間は，遅延手数料の納付を条件として，3月，最長6月まで延長できる。

(5) 手数料が(2)，(3)及び(4)の規定に従って納付されない場合，特許は失効する。

(6) 特許回復の申請を条件として，登録官は，手数料の納付に対して定められた日付から1年以内の如何なる時点でも，手数料の納付が合理的な理由で当該期間内に不可能であったことを認める場合には，失効した特許を回復することができる。

### 第21条 強制ライセンス

(1) 次の場合，政府は，特許所有者との何らかの契約又は合意なしに，政府機関又は政府が指定した者に対して，当該発明を使用するための強制ライセンスを付与することができる。

(a) 公益，特に，国家安全保障，栄養，保健又は国家経済の重要な業界の発展のために必要な場合

(b) 特許所有者又はライセンシーによる発明の実施手順が不正競争であると裁判所又は行政当局が認め，かつ，当該発明が本項に従って実施されている場合であって，救済が可能であろうと政府が認めている場合

(c) 特許所有者が自身の排他権を濫用し又は自身の排他権のライセンシーによる濫用を防ぐことを怠っている場合

(d) 特許発明が，製造若しくは輸入を介して十分な数量若しくは品質で又は所定の手頃な価格で，バングラデシュ国内において利用されていない場合

(e) 経済的に重要な進歩した技術的知識に係る第1特許においてクレームされる発明に関連している第2特許出願にクレームされる発明であって，第1特許を侵害せずに第2特許を実施

できない場合

(2) 政府は、強制ライセンスのための各申請を個別に検討し、かつ、発明はライセンスが付与される目的のみのために実施される。そのために、特許所有者は、政府から規則によって定められている報酬を支払われる。

(3) (1) (b)に基づいて決定が下される場合、ライセンシーによって提出された特許の不正競争的な実施の是正を求める申請が検討される。

(4) 特許所有者及び利害関係者が聴聞を要望する場合、政府は、聴聞後に、係争事項について決定を下す。

(5) (1) (d)に基づく特許付与された物の不備又は特許付与された方法による物の製造の不備に起因する場合、特許出願の出願日から4年又は特許付与日から3年の期間は強制ライセンスを適用してはならず、また、いずれか遅い方の期間が満了しても、特許所有者が当該不実施又は不適切な行為について合理的な理由を示すことができる場合は、強制ライセンスの付与は、拒絶される。

(6) 特許所有者又は特許発明を実施するためのライセンスを有する政府機関又は他者による申請により、政府は、何れか一方の当事者又は両当事者が聴聞されることの要望を明示している場合には、聴聞の機会を当事者に与えた後、特許発明の実施条件を変更することができる。

(7) 特許所有者の申請があれば、何れかの当事者又は両当事者が聴聞されることの要望を明示している場合、聴聞の機会を当事者に与えた後、政府は、決定を中断するための適切な理由が存在している又はその反復が不可能である若しくは政府機関又は政府機関によって任命された何れかの者が決定の条件を遵守しなかったと認められるときは、強制ライセンスを取り消すことができる。

(8) (7)に含まれる内容に拘らず、政府機関又は政府機関によって任命された何れかの者の法的利益を保護する決定を支持するために適切な事情が存在すると政府が認める場合又は強制ライセンスが不正競争に対して(1) (b)に基づいて救済を得るために付与され、かつ、強制ライセンスの条件が繰り返される可能性がある場合、政府は、強制ライセンスを取り消してはならない。

(9) 企業又は何れかの者の事業の利益のために実施される特許発明は、当該企業若しくは当該者の事業の名義又は当該企業若しくは事業の一部の名義でのみ移転される。

(10) 強制ライセンスは、排他的であってはならず、かつ、次の事項を含んでいなければならない。

(a) 製造若しくは輸入又はその両方を介するバングラデシュ国内での特許所有者による発明の実施

(b) 特許所有者によるライセンス契約の終了、及び

(c) 第24条に基づく特許所有者による権利の継続的实施

(11) 強制ライセンスの申請は政府へ提出されるものとし、かつ、当該申請には、強制ライセンスを求める者が特許所有者に対して契約／自発ライセンスを申請しているが、当該自発ライセンスが合理的な商業的条件及び期間で付与されていない旨の証拠を添付しなければならない。かつ、そのような状況においては、申請は、特許所有者が申請人から当該申請を受け取った後及び特許所有者による自発ライセンスの拒絶に関する決定が通知された後6月以内に、政府へ提出されなければならない。

(12) (11)に基づく自発ライセンスを取得するための先の試行に関連する証拠は、国家非常事態若しくはその他極度の緊急事態又は政府によって実施される非商業的目的の場合には必要とされず、また、司法又は行政手続を通じて不正競争に対する救済を与えるために、ライセンスの付与は必要とされず、かつ、そのような状況においては、特許所有者は、できる限り速やかに、政府の決定を通知される。

(13) 医薬製品又は医薬製品の調製方法の特許クレームに係る強制ライセンスを除き、政府機関又は政府によるライセンスを有するその他の者による発明の実施は、同一製品の代替的な調製方法が未知又は利用不可能であり、かつ、ライセンスの目的が、第38条に基づいて除外される方法による特許付与された製品を、製造能力が欠如しているか、又は製造能力が不十分な外国の領域又は国へ輸出するためである場合を除き、主にバングラデシュ国内市場への供給に適用される。

(14) 半導体技術の場合には、発明の強制ライセンスは政府による非商業的实施のみに付与されるものとし、又は特許所有者若しくはライセンシーによる特許発明の実施方法が不正競争であると裁判所又は機関によって判断され、かつ、自発的でないライセンスの付与がそのような慣例に従って適切な救済策となる可能性があるとして政府が認める場合には、当該ライセンスは当該実施のために付与される。

(15) 強制ライセンスが(1)(e)に基づいて付与される場合、

(a) 第1特許の所有者は、第2特許によってクレームされる発明を実施するために、合理的な条件でライセンスを取得する権利を有する。また、

(b) 第1特許のライセンス所有権は、第2特許の所有権の移転と共に移転する。

(16) 本条の規定は、該当する場合は、必要な修正及び追加を伴って、特許付与された物又は特許付与された方法により製造された物の不備を除き、未確定の特許出願にも適用される。

(17) 強制ライセンスの付与後に、バングラデシュ国内市場の需要に対して適正な配慮が払われていない場合、如何なる者も、裁判所に特許の失効を申請できる。ただし、特許失効の申請は、最初の強制ライセンスの付与後2年の満了前に行われてはならない。

(18) 医薬製品の輸出のための強制ライセンスは、次の場合に、付与することができる。

(a) 強制ライセンスのシステムが公衆衛生問題のために製薬業界に受け入れられ、かつ、医薬製品が製薬業界において不十分である又は医薬製品を製造する能力を有さない諸国へ特許付与された医薬製品を製造し、かつ、輸出する場合

(b) 登録官が、申請の受領時に、規則によって定められた態様で、関連する医薬製品を製造するためのみに強制ライセンスを付与するのに必要な手続を行い、かつ、規則によって定められた条件に従って、当該製品を何れかの他国へ輸出する目的で必要な措置を講じるために、申請の写しを政府へ送る場合

(c) (a)及び(b)に基づいて、強制ライセンスに基づき製造された医薬製品が、本法のその他の適用可能な規定に従って輸出できる場合

**説明** 本条の適用上、「医薬製品」とは、公衆衛生問題を解決するために必要な特許付与された医薬製品又は特許付与された方法によって製造された医薬物質を含み、かつ、そのような製品を製造するための成分及び診断キットも含む。

## 第22条 遺伝資源の不法使用の場合における特許移転

- (1) 提出又は受理された特許に関して、第6条(9)の規定が正当に遵守されていない場合、関係機関は特許所有権の持分を請求することができる。
- (2) 申請は、特許所有権の持分の移転に係る関係機関又は団体の名義を記述して、登録官に対してなされなければならない。
- (3) 本条の目的を履行するために、特許所有権の持分は20パーセント未満であってはならない。
- (4) 遺伝資源に係る特許では、公序良俗の問題が第6条(10)の規定の違反に起因して強く提起される場合、登録官は、出願された特許又は付与特許の所有権が確定されている場合には、それらを取り消し又は当該特許を放棄されたと宣言する。
- (5) (4)に基づいて取り消された又は放棄されたと宣言された特許は、公有財産に属する。
- (6) 本条の規定は、第24条(4)(a)及び(5)の規定に従うことを条件として、適用される。

## 第23条 特許の取消し

- (1) 利害関係者は、裁判所に特許の取消しを申請することができる。
- (2) 第3条、第4条、第5条並びに第6条(4)、(5)、(9)及び(10)に基づいて要求される条件の何れかが満たされず又は特許所有者が発明者若しくは承継人ではないことを特許の取消しを申請する者が立証できる場合、管轄裁判所は当該特許を取り消すことができる。
- (3) 発明の部分的取消に関する状況が生じた場合には、当該の場合に係るクレームのみが取り消される。
- (4) 取り消されたと宣言されている特許又はクレーム若しくは部分的クレームは、特許の付与日から取り消され、特許付与はなかったとみなされる。
- (5) 特許権に関して何らかの係争がある場合、利害関係者は、管轄裁判所に対して、特許を取り消す代わりに特許の所有権を自身へ移転することを申請できる。
- (6) 裁判所の最終判決は登録官へ通知され、かつ、通知後、同登録官は規則に従って当該判決を記録し、かつ、覚書を公告する。
- (7) 特許所有者によって登録官へ提出された申請を考慮して、特許に関連する既存の規則及び規定に従って、特許の取消しをなすことができる。
- (8) 特許所有者によって登録官へ提出された申請を考慮して、特許に関連する既存の規則及び規定に従って、特許所有権を放棄し、又は特許を取り下げることができる。

## 第24条 特許権の行使

- (1) 第19条及び第21条の規定に従うことを条件として、何れかの者が特許所有者との契約を結ばずに第19条(2)に基づく何らかの行為を行った場合、その者は、特許権を侵害したとみなされる。
- (2) 次の場合。
  - (a) 特許所有者が、排他的ライセンシー、強制ライセンシー又は排他的ライセンシー以外のライセンシーに提供されたライセンスの条件に違反した場合、被害を受けたライセンシーは、特許所有者に対して、特定の救済を求める訴訟手続を裁判所に提起することができる。
  - (b) ライセンシーが、排他的ライセンシー、強制的ライセンシー又は排他的ライセンシー以外のライセンシーに提供されたライセンスの条件に違反した場合、特許所有者は、当該ライ

センシーに対して、特定の救済を求める訴訟手続を裁判所に提起することができる。

(c) 裁判所は、(a)及び(b)に記述した条件の違反により、ライセンシー又は特許所有者の権利を保護することが必要であるとみなす場合には、差止命令を与えることができる。

(d) この点に関し、何れかの当事者がライセンスの条件に違反し、他の当事者が当該違反により損害を被ったと裁判所が認める場合、同裁判所は、条件に違反した当事者に対して、被害を受けた当事者へ賠償金を支払うことを命令できる。

(e) ライセンス条件の違反後5年が経過した場合、裁判所において、(a)及び(b)に記述した条件の違反に対する訴訟手続を提起してはならない。

(3) 裁判所は、民事訴訟法又は当該事項に関連するその他の法律に従って、(1)の規定の違反に該当する証拠を保全することを命令できる。

(4) 裁判所は、申請人によって提供された情報に基づいて、次の場合には仮差止命令を与えることができる。

(a) 申請人自身が権利の受益者であり、かつ、申請人の権利が侵害され又は侵害される可能性がある場合、及び

(b) 相手方当事者の権利を保護するために担保又は同等の保証を与える命令に従う又は遵守することを履行しない場合

ただし、何れかの当事者にとって遅延に起因して取り返しのつかない損失又は証拠隠滅の懸念が存在する場合、裁判所は、他方の当事者に対して聴聞の機会を与えずに、仮差止命令の代わりに中間差止命令を与えることができる。

(5) 中間差止命令が(4)に基づいて与えられた場合、裁判所は、できる限り速やかに、他方の当事者に対して中間差止命令を知らせる。

(6) 何れかの当事者によって提出された仮差止命令の申請は、例外の場合を除き、30日以内に処理される。

(7) 不利益を被る者は、仮差止命令の発令後14日以内に、その再検討を求める申請を提出できる。

(8) 不利益を被る者による申請にあたって、仮差止命令の発令後30日以内に、申請人が合理的な理由を示さなかった場合、裁判所は、当該仮差止命令を取り消すことができる。

(9) 裁判所は、仮差止命令の発令後、特許の条件が相手方当事者によって違反されていない又は違反される可能性がないとの結論に至った場合、相手方当事者による請求があった場合には、仮差止命令の発令に起因して生じた損失に対して適切な賠償を与えることの命令を申請当事者に発令することができる。

(10) 裁判所は、必要な場合は、未確定の登録を付与する前に本条に基づいて該当する証拠を保全することを命令でき、かつ、その場合、申請人は未確定の登録の付与の公告後30日以内に法的手続を開始する。

(11) 次の場合には、裁判所は、賠償命令を妨げることなく、(2)に記述した条件の違反に対して仮差止命令又は特定の救済を与えてはならない。

(a) 特許出願日から4年の経過後又は特許付与日から3年の経過後であって、原告又はそのように認可された何れかの者が

(i) 必要な準備を行わない場合

(ii) 発明を商業的に実施しない場合、又は

(iii) 市場の需要を標準的に満たすことが不可能な態様で発明を実施する場合

- (b) 公衆の利益が重大な影響を受ける可能性がある場合
  - (c) 次の場合
    - (i) 特許付与された物又は特許付与された方法によって製造された物が、原告又は原告の同意を得た他の者により、消費者の平均的な購買能力を超える価格で販売される場合
    - (ii) 消費者の具体的な需要を満たさない場合
    - (iii) 市場における競合物の存在又は不存在により、該当物が追加価格で販売されることを来す場合
  - (d) 原告が、本法の何れかの規定に違反して特許を取得した場合
- (12) 特許所有者は、如何なる時点でも、裁判所において、特許権の侵害に対する法的手続を提起することができる。ただし、第三者が特許所有者よりも先に法的手続を開始した場合、特許所有者は、当該事項において改めて何らかの法的手続を開始する権利を有さない。
- (13) 特許権が公的機関により又は何らかの政府サービスの提供を理由として侵害される場合、裁判所は、賠償の評価を妨げることなく、特許権の侵害者の管理下で証拠を得る必要がある場合を除き、如何なる差止命令も与えてはならない。
- (14) 裁判所は、賠償命令を行うにあたって、
- (a) 特許権の侵害者に賠償の支払を指示するものとし、
  - (b) 特許規定の侵害者に、特許所有者が支出した資金の支払を指示するものとし、及び
  - (c) 当該支出した資金として、裁判費用、印紙代及び弁護士費用が含まれる場合がある。
- (15) (14)の規定に従うことを条件として、裁判所は、自己の裁量において、権利の侵害に対する賠償額を判断する。
- (16) 裁判所は、特許権の侵害に対する賠償命令を与える際に、次の事項を検討する。
- (a) 公式通知、ウェブサイト又は慣例的な態様での通知でもって、登録が公告された日付
  - (b) 申請人が、申請に関する通知を登録のために特許権の侵害者に対して与えた日付
  - (c) 特許権の侵害者が、申請の対象について知らされた日付
- (17) 賠償のための申請は、特許権の付与後のみ、裁判所へ提出される。
- (18) 特許所有者の権利の侵害に関する主題が物を取得する方法である場合、裁判所は、侵害者に対して、同一の物を製造するために用いる自身が発明した方法が特許付与された方法とは異なる旨を立証することを命令できる。
- (19) 何らかの同一の物が特許所有者の同意なしに製造される場合、反証されるまで、その物は、特許付与された方法によって得られたとみなされる、ただし、特許付与された方法によって得られたその物が新規である場合を除く。
- (20) 反証される場合を除き、裁判所は、他の諸対策のなかで、特許権、物の製造及び営業秘密の侵害者の何らかの正当な利益を検討するが、その検討は、特許所有者に対してプライバシーの特権を与えるものであってはならない。
- (21) 物に関して何らかの規定違反が存在する場合、裁判所は、当該違反の再発を防止するために、その重要性及び救済並びに第三者の利益を検討したうえで、何らかの賠償なしに、権利所有者に不利益を与えることなく、当該物の破壊又は非商業的処分を命令する。
- (22) 裁判所は、必要な場合は、(21)に言及した事項、最大利用が当該規定の違反を結果として生じる諸要素又は諸材料を検討したうえで、当該諸要素又は諸材料の更なる使用の違反リスクを最小レベルに保つために何らかの賠償なしに非商業的処分を命令できる。
- (23) 本法の何れかの規定に違反する製造、供給、役務の提供に関与し、また、供給経路を



有する第三者の識別について、裁判所は、重要性に比例して、当該規定の侵害者に対し、特許所有者に知らせることを命令できる。

(24) 特許の規定の侵害者が、賠償金支払命令にも拘らず、賠償金を支払わない場合、裁判所は、申請人による申請時に、命令違反の重大さを考慮して、侵害者に対し弁護士費用を含む他の諸費用を支払うことを命令できる。

## 第25条 所有権の変更又は譲渡、ライセンス契約など

(1) 特許の所有権又はその出願における変更は、当該特許の利害関係者による申請により書面でなされなければならない。登録官の事務所で記録され、申請がなされない場合には、当該変更はウェブサイト上で公告され又は慣例的な態様により通知される。当該変更は記録前には如何なる第三者に対しても有効とはならない。

(2) ライセンス契約又は特許に関連する申請は、登録官へ提出される。

(3) 登録官は、当該申請を記録するが、その内容は秘密保持され、かつ、登録官は当該申請に対する注釈を公告する。ライセンス契約は記録前には如何なる第三者に対しても有効とはならない。

(4) 登録官が、この点に関し、権利に関連する契約において、契約の濫用若しくは不正競争となる条項が1若しくは複数存在し又は商取引に支障を来す若しくはそのような影響を有する可能性がある瑕疵が存在すると確信する場合、同登録官は、特許所有権又はライセンス契約の変更の記録を拒絶することができ、また、何れか一方又は両方の当事者が聴聞を請求する場合には、契約当事者を聴聞するが、そのような場合、契約当事者は、契約関連に該当する証拠を提出しなければならない。

(5) 何れか一方の当事者又は両当事者は、登録官による契約の記録の拒絶の決定通知から2月以内に、当該登録官の決定に対して政府に不服申立をすることができる。

(6) ライセンス許諾された権利の登録から生じない又は権利保護のために必要ではない特許所有者又はライセンシーに課せられる制限は、濫用である又は不正競争効果を有する若しくは不正競争であるとみなされる。

(7) 別段の規定がない限り、申請の事情、理由又は正当化を精査する必要がある場合を除き、次の条件又は条項は、違法であるとみなされる。

(a) ライセンシーによるライセンス許諾された発明の開発又は改良をライセンサーが実施する権限を与えること、ただし、そのような権限付与がライセンス契約に基づいて同一条件でなされる場合を除く。

(b) その他の特許、商標又は営業秘密を通じて取得されるライセンサーのその他の無形資産、追加的な報酬及びそれらの取得のためのライセンシーの責務

(c) ライセンス許諾された権利又は譲渡された権利の有効性に対する異議に関してのライセンシー又は譲受人の救済

(d) ライセンス許諾された又は移転された発明の保護期間満了後の実施又は特許によって取得されていない材料の実施に対する報酬を受け取ることに係るライセンシーの責務

(e) ライセンサー若しくは譲渡人から又はライセンサー若しくは譲渡人によって指名されたその他の者から、発明の実施のために必要であり、かつ、ライセンス許諾された発明においてクレームによって裏付けられていない材料、原料又はその他の商品若しくは役務を取得するライセンシー又は譲受人の責務

(f) 知的所有権によって保護されているか否かに拘らず、その他の技術の開発又は使用を制限する又は禁止する何らかの条件

(8) 本条のその他の規定に含まれる内容に拘らず、譲渡及びライセンス契約は次の規定を含むことができる。

(a) 実施の範囲，地理的領域及び期間

(b) 商品及び役務の品質の適切性を管理するために必要な条件

(c) 権利の所有権又は権利の対象の評判を侵害するすべての行為を差し控えることに係るライセンスの責務

(9) 譲渡又はライセンスの付与に関連する契約の対象が当該契約の発効後に取り消された場合，当該契約は直ちに終了し，かつ，当事者らは契約に基づいて相互に提供された資金又は設備の全部又は一部を回復できる，ただし，当該資金又は設備を提供される側の当事者が，契約のために善意で利益を取得し，かつ，契約の取消しを理由として設備を放棄していない場合を除く。

(10) (9)の規定は，必要な修正及び拡張を伴って，未確定の特許出願のライセンスの付与及び移転契約にも適用される。

#### **第26条 行政命令などに対する不服申立**

(1) 本法に基づいて，登録官によって与えられた決定，特に，強制ライセンスの付与及び強制ライセンスに対する報酬の支払に関する決定に対して，不服申立は，当該決定を下した日から2月以内に政府へ提起される。

(2) 何れかの当事者が(1)に基づいて提起された不服申立の決定により不利益を受ける場合，訴訟は当該決定を下した日から2月以内に特別裁判所又は該当する場合は，管轄裁判所に提起される。

## 第5章 訴訟の提起及び手続

### 第27条 民事訴訟法の適用

本法のその他の規定に従うことを条件として、民事訴訟法の規定が、本法に基づく訴訟の提起及び法的手続に適用される。

### 第28条 賠償

(1) 何れかの者が本法に基づいて与えられる命令を遵守しない場合、裁判所は、賠償を課す又は何らかの他の適切な命令を与えることができる。

(2) 何れかの者が本法に基づいて保持される登録簿に虚偽の記載をした若しくはその原因となった又は当該登録簿の写しとする意図で登録外の記載を行った場合、それは本法の違反となり、その違反に対して、20,000タカを超えない賠償をその者に対して命令できる。

(3) 何れかの者が、自身によって販売した物又は使用した方法がバングラデシュ国内で特許付与され又はバングラデシュ国内で特許出願されていると虚偽の表示をする場合、それは本法の違反となり、その違反に対して、50,000タカを超えない賠償をその者に対して命令できる。

(4) 何れかの者が、自身の営業所で又は自身により若しくは別の方法で送付した書類において、「特許意匠商標庁」の表現若しくは用語を使用した場合又は自身の事業及び営業所が特許、意匠及び商標の登録当局であるという考えにつながる可能性があるその他の用語を使用した場合、それは本法の違反となり、その違反に対して、50,000タカの賠償をその者に対して命令できる。

(5) 何れかの者が第24条の規定に違反した場合、その者に対し、当該違反に対して50,000タカを超えない賠償金の支払を命令でき、かつ、何らかの後続する違反に対して80,000タカを超えない賠償金の支払を命令できる。

(6) 当該違反が何れかの会社によって行われた場合、当該会社及びその役員全員並びに違反時点における当該会社の活動実施の責任者は、そのような違反を行ったとみなされ、その違反に対して、その者に対し法的手続を講じることができる。

(7) 本条のその他の規定に含まれる内容に拘らず、何れかの者が刑事的性質の犯罪である本法の規定に違反したと公訴官が考える場合、公訴官は、1898年刑事訴訟法(1898年法律第5号)第190条に基づいて当該犯罪を認定するための管轄裁判所へ当該事項を送付することができる。

### 第29条 管轄裁判所、上訴など

(1) 本法の目的を履行するために、政府は、官報での通知により、特許に関連する特別裁判所を構成でき、かつ、そのような裁判所が構成されるまで、1911年特許意匠法に基づいて特許権の侵害に対して提起された訴訟又は法的手続を処理する管轄権を有する裁判所が、管轄裁判所とみなされる。

(2) (1)に基づいて構成された特別裁判所又は管轄裁判所によって下された命令、判決又は決定に対して、上訴は、当該命令、判決又は決定の送達日後2月以内に提起しなければならない。

## 第6章 登録官の権限

### 第30条 過誤の訂正及び期間延長

(1) 申請人による申請に基づき、登録官は、規則によって定められた手数料の納付が行われたうえで、特許登録簿及び実用新案特許登録簿又は該当する場合は本法の規定若しくは本法に基づいて作成された規則に従って特許意匠商標庁へ提出された書類若しくは申請において何らかの誤記若しくは過誤が存在する場合又は翻訳における過誤若しくは音訳の誤りが存在する場合には、それらを適切な態様で訂正することができる。

(2) 特許に関連する事実に関する誤りは、適正な手続を通じて裁判所によって訂正できる。

(3) 本法に別段の規定がある場合を除き、登録官は、本法及び本法に基づいて作成された規則のライセンスに関する規定に従うことを条件として、書面による申請時に、何らかの行為の行使又は何らかの法的手続の開始のための期間を延長できる。

(4) 登録官は、関係当事者へ通知及び条件を与えるものとし、かつ、期間満了の場合、規則に定められた手数料の納付後に申請に対して追加の期間を与えることができる。

### 第31条 権限の行使

登録官は、本法又は本法に基づいて作成された規則の規定に従って自身に与えられた権限を行使することができるが、当該権限に基づいて何れかの当事者に対して不利な決定を下す前に、当該当事者には聴聞の機会が与えられる。

## 第7章 実用新案特許

### 第32条 実用新案特許に関して

- (1) 実用新案特許は、如何なる工程又は方法の発明に適用してはならない。
- (2) 実用新案特許の保護期間は、出願日から又は該当する場合は、優先日から10年である。
- (3) 所定の手数料の納付に従うことを条件として、特許出願は実用新案特許出願へ変更でき、また、該当する場合は、実用新案特許出願は特許出願へ変更できる。
- (4) (3)に基づく特許の変更出願は、登録官による出願人宛ての最初の拒絶通知の送付日から3月以内に行う。
- (5) 本条に基づいて変更された出願は、最初の出願の提出時に出願されたとみなされる。
- (6) 特許及び実用新案特許は、同一の発明に対して同時に付与されてはならない。
- (7) 何れかの者が
  - (a) 実用新案特許を出願し、
  - (b) 実用新案特許証を取得し、
  - (c) 当該出願又は特許証の主題が類似する場合、それらの場合には、実用新案特許は、出願人が当該出願を取り下げるまで又は当該特許証を放棄するまで、当該出願人に付与されない。
- (8) 何れかの者が
  - (a) 特許を出願し、
  - (b) 特許証を取得し、
  - (c) 当該出願又は特許の主題が類似する場合、それらの場合には、特許は、出願人が当該出願を取り下げるまで又は当該特許証を放棄するまで、当該出願人に付与されない。
- (9) 実用新案特許に対して優先権が主張されている場合、その出願の優先日は有効なものとする。
- (10) 実用新案特許に関連するその他の事項は、規則によって判断される。

**説明** 「実用新案特許」とは、物の形状、構造又はその両方に関連する、産業的実施のために適切である新たな技術的解決策をいう。

## 第8章 雑則

### 第33条 登録簿及びウェブサイトにおける公開

- (1) 特許登録簿は、特許意匠商標庁に保持される。
- (2) 如何なる者も、本法及び本法に基づいて作成された規則の規定に従うことを条件として、登録簿を閲覧でき、かつ、庁からの登録簿の引用を取得する権利を有し、また、当該登録簿は便宜の時間に公衆に公開される。
- (3) 本法の適用上、特許意匠商標庁は、ウェブサイト上で又は慣例的な通知により、すべての刊行物を公開する。
- (4) 特許意匠商標庁の公印を伴う登録簿の謄本又は該当部分の抜粋は、規則所定の手数料の納付を条件として、申請人へ提供される。
- (5) 登録簿は、本法に基づいて認められる又は要求される事項の一応の証拠であるものとし、また、証明書は、登録官によって署名され、かつ、証明書が適切に作成されたか否かに拘らず又は登録官が権限を付与されているその他のことを行ったか否かに拘らず、本法又は本法に基づいて作成された規則によって登録官に権限を付与された如何なる記載事項も一応の証拠となる旨が認証される。

### 第34条 特許代理人

- (1) 出願人の通常の居所又は営業所がバングラデシュ国外である場合、当該出願人は、バングラデシュ国内に居住する適切なバングラデシュ国民によって代理される。
- (2) 特許代理人としての登録のための資格及びその他の条件は、規則によって定められる。

### 第35条 特許代理人登録簿

登録官は、特許代理人登録簿と呼称される登録簿を保持する。

### 第36条 保健業界における強制ライセンスに関する特別な規定

- (1) 2003年8月30日に開催されたWTO総会の決定の規定は、TRIPS理事会合意の修正に関連する規定がバングラデシュ国内で発効するまで、バングラデシュ国に適用される。
- (2) 医薬製品又は医薬製品を製造するための方法に関連する特許の強制ライセンスに係る報酬の支払は相応の額になるものとし、また、該当する場合は、(1)に言及したWTOの会合の決定条件が検討される。

### 第37条 特許付与された物の並行輸入

- (1) 世界中の何れかの場所で特許所有者によって特許付与された物の販売が行われる場合、当該特許所有者の知的所有権の消尽の問題は、当該場所の特許消尽政策に従って解決され、かつ、バングラデシュ国においては国際的消尽政策が適用される。
- (2) 特許付与された物の輸入に対する(1)の適用は、本法違反であるとみなしてはならない。

### 第38条 研究に起因する免除

- (1) 研究の目的のために合理的に必要な物の発明、製造、構築、使用又は輸入は、特許権の

侵害とみなしてはならない。

(2) 本法及び本法に基づいて作成された規則の規定に従うことを条件として、政府主導の下で発明された物は特許を受けることができ、また、必要な場合は、政府は特許を取得できる。

### 第39条 特許に関連する国際条約の適用

(1) バングラデシュが加盟国である又は加盟予定である特許に関連する国際協定の場合、政府による事前承認があるときは、当該協定の規定は、本法の該当分野に適用される。

(2) 国際特許出願は、特許協力条約の規定及び関連指令に従って行われる。

(3) 特許協力条約に関連するすべての機能は、規則によって定められる。

### 第40条 規則を作成する権限

政府は、官報での通知により、本法の目的を履行するための規則を作成することができる。

### 第41条 廃止及び除外

(1) 1911年特許意匠法(1911年法律第2号)(以降同法という)の特許に関連する規定は、ここに廃止される。

(2) その廃止に拘らず、同法の下で係属する出願は、本法に基づいて処理される。

(3) (2)の規定は、必要な修正及び追加を伴って施行され、かつ、本法の開始前に裁判所によって下された判決は維持される。

(4) 本法が何れかの方法で新たな権利を増加又は創成する場合、既存の登録は、保護期間の追加を含む当該増加又は創設から特権を得ることの権限を与えるが、本法が権利を減少又は消滅させる場合、既存の登録は影響を受けず、また、既存の登録は本法が施行されていないものとして効力を続行する。ただし、このことは、(3)に言及した判決には適用されない。

(5) 登録官によって果たされる機能は、それらの機能が本法に基づいて果たされたものとして維持される。

(6) 規則が、第40条に従って、かつ、本法に矛盾しない規定に従うことを条件として作成されるまで、1933年特許及び意匠規則は引き続き有効である。

### 第42条 英語に翻訳された本文

本法の公布後、政府は、官報での通知により、本法の真正な英語本文を公表することができる。ただし、本法と英語本文との間に不一致が存在する場合、本法が優先する。